

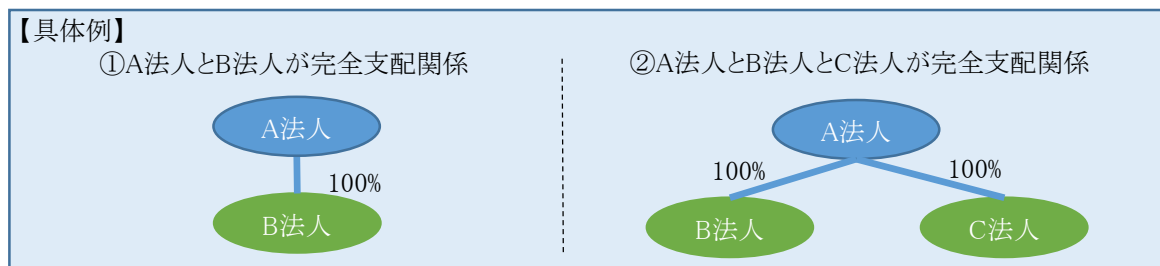
\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 100%支配グループ内法人間の資産の譲渡取引について

100%の親子法人間において一定の資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る損益は一旦生じなかったものとされます。こうした取扱いは企業グループの一体的な経営が定着化している状況を踏まえて、課税の中立性や公平性を確保する目的で平成22年度に創設されたものです。この制度は大企業に限った制度ではなく、中小企業においても強制適用となっていますので注意が必要です。今回はその中でも100%支配グループ内法人間の資産の譲渡取引に焦点を当ててご紹介いたします。

### 1. 100%支配グループ(完全支配関係)

100%支配グループとは、①個人または法人が他の法人の発行済株式等の全部を直接または間接に保有する関係と、②個人または法人との間に前述の①の関係がある法人同士の関係の2つを指します。なお、下記の図の②においてA法人が個人の場合であってもB法人とC法人は100%支配グループになります。



### 2. 制度の内容

100%支配グループの法人間で譲渡損益調整資産の譲渡が行われ利益又は損失が生じた場合には、その譲渡が行われた日を含む事業年度においてその譲渡損益は生じなかったものとされ、その損益は繰り延べられます。その後一定の事由が生じた場合に、繰り延べられた損益は法人税の計算上、実際に益金(利益)又は損金(費用)に計上されることとなります。

#### (1) 譲渡損益調整資産

この制度の対象となる譲渡損益調整資産とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権や繰延資産の5種類が該当します。ただし売買目的で保有する有価証券や譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満の資産などの譲渡について本制度の適用はありません。

#### (2) 譲渡損益の計算

損金または益金に算入される譲渡損益に相当する金額は、譲渡損益調整資産の譲渡時における時価から帳簿価額を控除して計算されます。ここでの時価は実際の譲渡価額ではないことに注意が必要です。

#### (3) 譲渡損益の戻入

次のような場合には、譲渡時に繰り延べられた譲渡損益のうち所定の方法で計算した金額が、その事由が生じた日を含む事業年度の益金又は損金の額に算入されます。

- ① 譲渡を行った法人のいずれかが100%支配グループから外れた場合
- ② 譲渡損益調整資産の譲渡・除却や貸倒れ等があった場合 など

### 3. 具体例

100%支配グループであるA法人とB法人との間で、A法人からB法人へ土地を時価での譲渡(帳簿価額1,500、時価2,000)があり、その後、B法人からグループ外のC法人へその土地が譲渡された場合の取扱いは次のようになります。

